

目黒区私立認可保育所職員配置基準

【平成30年4月時点】

種 別			基 準 (注1)		
国・都基準	施設長	施設長 (園長)	1 人		
	保育士	年齢別保育士数 (注2)	乳児3人につき1人以上		
			1歳児5人につき1人以上 (注3)		
			2歳児6人につき1人以上		
			3歳児20人につき1人以上		
		4歳以上児30人につき1人以上			
		保育士の労働条件改善	定員90人以下の施設	1 人	
		保育標準時間認定児童受入施設	1 人		
	調理員	定員別調理員数 (注4)	定員40人以下	1 人	
			定員41～150人以下	2 人	
定員151人以上			3 人 (注5)		
事務	事務職員 (施設長等の職員が兼務する場合 又は業務委託する場合、配置は不要)	非常勤事務職員	1 人		
嘱託医		1 人			
区基準	保育士	11時間開所保育対策事業	定員60人以下の施設	1 人	
			定員61人以上の施設	2 人	
		延長保育事業	1 人		
	調理員	零歳児保育特別対策事業	乳児定員6人以上	1 人 (注4)	
保健師	零歳児保育特別対策事業	乳児定員6人以上	1 人		

(注1) 人数は常勤職員の配置数で算定する(嘱託医・事務職員を除く。)

(注2) 保育計画の立案等の業務に専任する主任保育士は、年齢別保育士数に含まれない。

(注3) 国・都基準は6人につき1人以上を保育士の員数としているが、目黒区では5人につき1人以上の配置を基準とする。

(注4) 調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。ただし、別途届出が必要のため、申出がない場合認められない。

(注5) 定員151人以上の施設に限り、1人が非常勤職員でも可とする。